

別 紙

所得税基本通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>その他雑所得（公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。）</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 省 略</p> <p>(12) <u>譲渡所得の基団とならない資産の譲渡から生ずる所得（営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。）</u></p>	<p><u>(雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 同 左 (新設)</p>
<p><u>(業務に係る雑所得の例示)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業所得又は山林所得</u>と認められるものを除き、<u>業務に係る雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 省 略</p> <p>(7) <u>営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得</u></p> <p>(8) 省 略</p> <p><u>(注) 事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。</u></p> <p><u>なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超えるかつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。</u></p>	<p><u>(事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業から生じた</u>と認められるものを除き、<u>雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 同 左</p> <p>(7) <u>不動産の継続的売買による所得</u></p> <p>(8) 同 左</p>